

2-3-1 申請に必要な書類

区分	No.	書類名
1	①	指定申請書/指定更新申請書/変更届
	②	指定に係る記載事項
	③	申請対象被保険者
	④	利用に関する理由書
2	⑤	登記事項記載証明書（履歴事項全部証明書）又は条例等
	⑥	特別養護老人ホームの認可証等の写し
3	⑦	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表
	⑧	資格証、研修修了証等の写し
4	⑨	開設者の経歴
	⑩	管理者の経歴
	⑪	生活相談員の経歴
	⑫	計画作成担当者の経歴
	⑬	サービス提供責任者の経歴
	⑭	住民票、戸籍謄本、戸籍除票等
5	⑮	事業所の平面図・写真
	⑯	設備・備品等に係る一覧表
6	⑰	本体施設の概要、本体施設との間の移動経路、方法及び移動時間
	⑱	併設する施設の概要
7	⑲	運営規程
8	⑳	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
9	㉑	協力医療機関（歯科医療機関）との契約書
	㉒	介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連携体制及び支援体制の概要
	㉓	関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容
10	㉔	欠格事由に該当しないことを誓約する書面
11	㉕	介護支援専門員一覧
12	㉖	介護給付費算定等に係る体制等状況一覧
13	㉗	業務管理体制の整備に関する届出
14	㉘	介護サービス情報公表制度に関する書面調査票（基本情報）
15	㉙	指定地域密着型通所介護事業所等における宿泊サービスの実施等に関する届出書
16	㉚	その他



備考

- 1 この一覧表は、新規指定申請に限らず、変更届等に必要な書類も含めた共通の説明になります。
- 2 この一覧表は、毛呂山町に申請するすべてのサービスに必要な書類の共通の説明になります。その為、申請するサービスによっては、必要ない書類も含まれています。
- 3 原則として押印は不要です。「印」の表示がない欄には、押印の必要はありません。
- 4 資格者証や研修修了証等の写しを添付する場合でも、「原本証明」は必要ありません。

●サービス種類略号一覧

定巡	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
夜間	夜間対応型訪問介護
地通	地域密着型通所介護
認通	認知症対応型通所介護/介護予防認知症対応型通所介護
小多	小規模多機能型居宅介護/介護予防小規模多機能型居宅介護
看小	看護小規模多機能型居宅介護
認共	認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護
地特	地域密着型特定施設入居者生活介護
地福	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
居支	居宅介護支援/介護予防支援（地域包括支援センター）
1訪	第1号訪問事業
1通	第1号通所事業

共通	全サービス共通
地密	地域密着型サービス共通
総合	介護予防・日常生活支援総合事業共通



①表紙

【様式：参考様式 1】**共通**

- 書類の内容についての問合せ先（担当者氏名、電話番号等）を記載してください。

①指定申請書/指定更新申請書/変更届

【様式：様式 1、様式 2、様式 5】**共通**

- 指定申請書/指定更新申請書/変更届 は省略不可。
- 押印は不要です。
- 指定申請書/指定更新申請書/変更届 の各申請書は、 地域密着型サービス、居宅介護支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業 で共通です。
- 申請書（変更届書）は、原則として申請対象サービス毎に作成しますが、以下のサービスについては1件の申請で2つのサービスを一緒に手続できます。
 - 居宅介護支援 / 介護予防支援（地域包括支援センター）
 - 認知症対応型通所介護 / 介護予防認知症対応型通所介護
 - 小規模多機能型居宅介護 / 介護予防小規模多機能型居宅介護
 - 認知症対応型共同生活介護 / 介護予防認知症対応型共同生活介護

②指定に係る記載事項

【様式：附票 1～附票 10】**共通**

- 指定申請書及び指定更新申請書には、必ず添付してください。
- 変更届書には、附票の記載内容に変更がなければ、省略できます。添付する場合は、変更後の内容を記載してください。

③申請対象被保険者

【様式：参考様式 2-1、参考様式 2-2】**地密 総合**

- 町外の事業所のみ添付が必要です。町外の地域密着型サービス事業所の場合、被保険者を限定しての指定申請及び指定になります。

④利用に関する理由書

【様式：指定様式 3】**地密**

- 表面は申請者（開設法人）が記載し、裏面は当該被保険者の担当介護支援専門員に記載を依頼してください。
- 町外の地域密着型サービス事業所のみ添付が必要です。変更届では不要。



⑤登記事項記載証明書（履歴事項全部証明書）又は条例等

【様式：指定・参考様式無】**共通**

- ・登記事項記載証明書又は履歴事項全部証明書は、3か月以内に発行の原本を添付。

⑥特別養護老人ホームの認可証等の写し

【様式：指定・参考様式無】**地福**

- ・原本証明は不要です。

⑦従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表

【様式：参考様式 4-1～参考様式 4-12】**共通**

- ・職種別に記入する。
- ・指定日の月（4週間）分を単位ごとに作成。
- ・指定・変更の開始月のもの。
- ・指定様式はありませんが、以下の次頁の【「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の必要項目一覧】を確認し、必要な項目が含まれるように作成してください。
- ・毛呂山町では指定の様式を要していませんので、事業所で使用しているもの、または、下記の厚生労働省のホームページからダウンロードしてください。

 ホーム> 政策について> 分野別の政策一覧> 福祉・介護> 介護・高齢者福祉> その他
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/other/index.html





「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の必要項目一覧

		夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設 入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	地域密着型通所介護	療養通所介護	居宅介護支援/介護予防支援
サービス共通	サービス種別	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	事業所名	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	職種	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	勤務形態（常勤・非常勤／専従・兼務）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	資格・修了研修	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	氏名	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	日々の勤務時間（勤務時間帯）／従業者 ^{※1} ごと	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	● ^{※4}
	当月の勤務時間数合計／従業者 ^{※1} ごと	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	兼務状況（兼務内容、兼務先）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	常勤の従業者が勤務すべき時間数	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	利用者（入所者・入院患者）の数	-	●	●	●	●	●	-	●	●	●	●
通所サービス	サービス提供の単位	-	●	-	-	-	-	-	-	●	●	-
	サービス提供時間帯	-	●	-	-	-	-	-	-	●	●	-
	サービス提供時間内の勤務時間数／従業者 ^{※1} ごと	-	●	-	-	-	-	-	-	●	●	-
	サービス提供時間内の勤務延時間数 ^{※2}	-	●	-	-	-	-	-	-	●	-	-
	サービス提供時間数（平均提供時間数） ^{※3}	-	●	-	-	-	-	-	-	●	-	-
居宅・施設サービス	ユニット（ユニット型の場合）	-	-	-	●	-	●	-	-	-	-	-
	宿直	-	-	●	-	-	-	-	●	-	-	-
	夜勤時間帯（夜間・深夜時間帯）／宿直時間帯	-	-	●	●	-	-	-	●	-	-	-

備考

- 1 従業者：ここでは人員に関する基準で規定されている職種の従業者を指します。
- 2 サービス提供時間内の勤務延時間数：サービス提供時間内に勤務する時間数の合計をいいます。
- 3 平均提供時間数：利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数
- 4 「勤務時間帯」の代わりに「勤務時間数」でも可
- 5 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の場合は、設備を共用するサービス（指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型特定施設または指定地域密着型介護老人福祉施設）の項目についても必要です。

【留意事項】

- ・ 上表は人員配置基準を確認するために、「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」として必要な項目をサービス種別ごとにまとめたものです。人員配置基準の詳細は各サービスの指定基準を確認してください。
- ・ 人員配置基準の確認に必要な項目であっても、他の資料（申請書・付表、運営規程等）で確認可能なものは「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の必要項目とはしていません。（例：事業所の営業日、営業時間、定員など）
- ・ 上表に記載された項目であっても、他の提出資料によって確認が可能な場合は、「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」上に記載がなくとも差し支えありません。
- ・ 加算を適用する場合や、見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和を適用する場合などにおいては、上表に記載の項目以外の情報も必要となるので、指定基準・告示等を確認してください。

⑧資格証、研修修了証等の写し【様式：指定・参考様式無】**共通**

- 原本証明は不要です。
 - 人員要件のある職種等の対象者に限り添付してください。
(管理者/開設者/計画作成担当者/介護支援専門員/十分な知識を有する介護従事者等)
- ※「十分な知識を有する介護従事者等」は、認知症対応型共同生活介護（短期利用）で必要となります。
- 研修の要件がある地域密着型サービスの種類と職種については、「2-9地域密着型サービスの設置基準に関する研修一覧」を参照。

⑨開設者の経歴【様式：参考様式5-1】**小多 看小 認共**

- 開設者の資格要件があるサービスのみ添付が必要です。
- 資格証の写し等で要件が確認できる場合は、省略可。
- 開設者に研修の要件がある地域密着型サービスの種類と必要な研修の種類については、「2-9地域密着型サービスの設置基準に関する研修一覧」を参照。

⑩管理者の経歴【様式：参考様式5-2】**認通 小多 看小 認共 居支**

- 管理者の資格要件があるサービスのみ添付が必要です。
- 資格証の写し等で要件が確認できる場合は、省略可。
- 居宅介護支援事業所の管理者の要件は、下記のいずれか。
 - 管理者の要件
 - ①主任介護支援専門員である。
 - ②令和3年4月1日時点で管理者であり、かつ、その後も継続して管理者であること。
- 管理者に研修の要件がある地域密着型サービスの種類と必要な研修の種類については、「2-9地域密着型サービスの設置基準に関する研修一覧」を参照。

⑪生活相談員の経歴【様式：参考様式5-3】**地通 認通**

- 生活相談員の資格要件があるサービスのみ添付が必要です。
- 下記の①～③のいずれかの資格を有している場合、経歴書に代えて資格証の写し等の要件が確認できる書類を添付してください。
- 生活相談員の資格要件は、保険者によって異なります。他保険者の指定を受けている場合でも、毛呂山町の要件に該当することを事前に確認してください。
- 「2-2-4 [運営の基準]生活相談員の要件（地域密着型通所介護）」を参照。
 - 資格要件
 - ①社会福祉主事
 - ②社会福祉士
 - ③精神保健福祉士
 - ④これと同等以上の能力を有する者 →必ず事前に相談してください。



⑫ 計画作成担当者の経歴

【様式：参考様式 5-4】 **認共** **小多**

- ・計画作成担当者の資格要件があるサービスのみ添付が必要です。
- ・資格証の写し等で要件が確認できる場合は、省略可。
- ・計画作成担当者に研修の要件がある地域密着型サービスの種類と必要な研修の種類については、「2-9 地域密着型サービスの設置基準に関する研修一覧」を参照。

●**認知症対応型共同生活介護** の要件

- ・研修の修了
- ・介護支援専門員 or 生活相談員、支援相談員として認知症高齢者の介護サービスに係わる計画の作成に関し実務経験を有すること。

⑬ サービス提供責任者の経歴

【様式：参考様式 5-5】 **1 訪**

- ・サービス提供責任者の資格要件があるサービスのみ添付が必要です。
- ・添付を省略できる場合があります。

⑭ 住民票、戸籍謄本、戸籍除票等

【様式：指定・参考様式無】 **共通**

- ・3か月以内の発行で、変更の履歴が確認できるものの原本を添付。

⑮ 事業所の平面図・写真

【様式：参考様式 6】 **共通**

(平面図)

- ・事業所の平面図（各部屋の用途・面積を記載）

(写真)

- ・必要な設備の各写真。
- ・写真は、L版サイズのカラー写真とし、A4の紙に貼るなどしてまとめてください。カラープリンターによる印刷でも可。
- ・平面図と対応した番号を振るなどし、分かりやすく整理して下さい。

⑯ 設備・備品等に係る一覧表

【様式：参考様式 7】 **地密**

- ・当該事業に使用する設備・備品を記載します。
- ・送迎車等については、写真と者検証の写しを添付して下さい。
- ・非常災害時の設備（消化器、スプリンフラー、火災報知機等）については、写真を添付して下さい。



⑰ 本体施設の概要、本体施設との間の移動経路、方法及び移動時間【様式：指定・参考様式無】**地福****⑱ 併設する施設の概要**【様式：指定・参考様式無】**地福****⑲ 運営規程**【様式：指定・参考様式無】**共通**

- ・ サービス種類ごとの必要な項目が記載されている運営規程。
- ・ サービス種類ごとの記載事項及びその根拠法令は以下の通りです。

○毛呂山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第31条に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第31条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法
- (8) その他運営に関する重要事項

●夜間対応型訪問介護

(運営規程)

第55条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定夜間対応型訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法
- (8) その他運営に関する重要事項

(準用)

第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、第33条から第38条まで、第40条及び第41条の規定は、指定夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第55条の重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者(オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等)」と、第19条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(随時対応サービスを除く。)」とあるのは「指定夜間対応型訪問介護」と、第33条及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と読み替えるものとする。

●地域密着型通所介護

(運営規程)

第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たつての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(準用)

第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。



▲療養通所介護事業

(運営規程)

第 59 条の 34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(内容及び手続の説明及び同意)

第 59 条の 27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第 59 条の 34 に規定する重要事項に関する規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第 59 条の 32 第 1 項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第 59 条の 35 第 1 項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

●認知症対応型通所介護

(運営規程)

第 73 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員(第 61 条第 4 項又は第 65 条第 1 項の利用定員をいう。)
- (5) 指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(準用)

第 80 条 第 9 条から第 13 条まで、第 15 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 28 条、第 34 条から第 38 条まで、第 41 条、第 53 条、第 59 条の 6、第 59 条の 7、第 59 条の 11 及び第 59 条の 13 から第 59 条の 18 までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「第 73 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第 34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第 59 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第 59 条の 18 第 4 項中「第 59 条の 5 第 4 項」とあるのは「第 63 条第 4 項」と読み替えるものとする。

●小規模多機能型居宅介護

(運営規程)

第 100 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員
- (5) 指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(準用)

第 108 条 第 9 条から第 13 条まで、第 20 条、第 22 条、第 28 条、第 34 条から第 38 条まで、第 40 条、第 41 条、第 59 条の 11、第 59 条の 13、第 59 条の 16 及び第 59 条の 17 の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「第 100 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 59 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 5 章第 4 節」と、第 59 条の 13 第 3 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 59 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

●認知症対応型共同生活介護

(運営規程)

第 122 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 利用定員
- (4) 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他運営に関する重要事項

(準用)

第 128 条 第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 28 条、第 34 条から第 36 条まで、第 38 条、第 40 条、第 41 条、第 59 条の 11、第 59 条の 16、第 59 条の 17 第 1 項から第 4 項まで、第 99 条、第 102 条及び第 104 条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「第 122 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 59 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 6 章第 4 節」と、第 59 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、第 99 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 102 条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。



●地域密着型特定施設入居者生活介護

(運営規程)

第145条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 地域密着型特定施設従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 入居定員及び居室数
- (4) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(運営規程)

第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) その他施設の運営に関する重要事項

▲ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設

(運営規程)

第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (5) 入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) その他施設の運営に関する重要事項

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号から第6号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第7号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

●看護小規模多機能型居宅介護

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13中「地域密着型通所介護事業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

○毛呂山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

●居宅介護支援

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第20条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第20条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額



- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

○毛呂山町訪問型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

●訪問型サービス

(重要事項に関する規程の概要)

第23条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 訪問型サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項

○毛呂山町通所型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

●通所型サービス

(重要事項に関する規程の概要)

第21条 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 通所型サービスの利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

⑩利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

【様式：参考様式8】】 共通

- ・相談、苦情に対応する窓口（連絡先）、担当者の設置。
- ・苦情処理体制・手順。
- ・その他参考事項。

⑪協力医療機関（歯科医療機関）との契約書

【様式：指定・参考様式無】 地密

- ・契約書、協定書など名称に関わらず、協力関係が分かる書類の写しを添付してください。
- ・原本証明は不要です。

⑫介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連携体制及び支援体制の概要

【様式：指定・参考様式無】 地密

⑬関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容

【様式：指定・参考様式無】 居支



②④欠格事由に該当しないことを誓約する書面

【様式：参考様式 9-1、9-2、9-3】 **地密** **居支** **総合**

- 誓約書には、役員等（事業所の「管理者」を含む。）が欠格事由に該当しないことを確認する目的（「役員一覧」の代わりとしての役割）があります。役員の氏名、生年月日及び住所の情報が無くとも代表者が誓約書にて誓約することをもって欠格事由に該当しないことの確認とします。
- 申請者（開設法人の代表者）が誓約し、押印してください。代表者氏名を自署した場合は、押印を省略できます。

- （例）
- 自署
 - × 氏名のゴム印
 - 氏名のゴム印 + 押印
 - 自署 + 押印
 - × 押印のみ

②⑤介護支援専門員一覧

【様式：参考様式 10】 **地密** **居支**

- 各サービス種類ごとの人員要件が確認できるように、常勤・非常勤の別、兼務の有無、主任介護支援専門員であるか否か等を記載してください。
- 介護支援専門員に研修の要件がある地域密着型サービスの種類と必要な研修の種類については、「2-9地域密着型サービスの設置基準に関する研修一覧」を参照。

②⑥介護給付費算定等に係る体制等状況一覧

【様式：別紙 1、別紙 1-3、別紙 1-4】 **共通**

- 加算の算定においては、別途必要書類を添付してください。

②⑦業務管理体制の整備に関する届出

【様式：指定様式 有】 **共通**

業務管理体制に関する届出は、届出内容により「新規」と「変更」にあたる2種類の様式があります。

- 町外にも事業所を持っている場合など、提出先が毛呂山町以外の場合があります。その場合、届出書の様式は、提出先の例規に従ってください。
- 詳細は、「5-2業務管理体制に関する届出について」を参照。

②⑧介護サービス情報公表制度に関する書面調査票（基本情報）

【様式：指定様式 有】 **共通**

- 様式は埼玉県ホームページからダウンロードして下さい。
- 県からIDとパスワードを発行してもらったあとで、ホームページ上で再入力する必要があります。



⑳ 指定地域密着型通所介護事業所等における宿泊サービスの実施等に関する届出書

【様式：別紙様式1】 **地通** **認通** **1通**

- 宿泊サービスを実施する通所介護事業所等は、「毛呂山町における指定地域密着型通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針」を確認のうえ、開始届、変更届、休止届、廃止届を提出して下さい。
- 開始、変更、休止、廃止の各届出の様式は、指定地域密着型通所介護事業所等における宿泊サービスの実施等に関する届出書（別紙様式1）を使用します。
- 提出期限等は、サービス事業所の各届出書と同一です。

㉑ その他

【様式：指定・参考様式 無】 **定巡** **総合**

- その他の添付書類については、「7-4 指定申請等に係る提出書類一覧」を参照。

